

ガス分野におけるサイバーセキュリティ対応の 向上に向けた取組について

2019年3月1日
経済産業省 産業保安グループ
ガス安全室

●重要インフラの情報セキュリティに対応の向上についての社会的要請

国民生活や社会経済活動の基盤である重要インフラにおいて、サイバーセキュリティ対策の強化が重要な課題となったことから、政府はサイバーセキュリティ対策の強化に係る取組みを進めてきた。

サイバーセキュリティ戦略本部が策定した「重要インフラの情報セキュリティに係る第4次行動計画」では、情報セキュリティ対策に関する取組を推進し、重要インフラ所管省庁の取り組む施策として、情報セキュリティ対策を関係法令等の保安規制として位置付けること等が掲げられている。

●経済産業省・ガス分野における対応の検討

ガス事業におけるサイバーセキュリティ対策については、事業者の規模・体制、製造・供給設備の制御システムに多様性があることを踏まえることが必要であり、設備面の対応を進める他、障害が発生した場合の自動制御から手動操作への移行や運転員等による監視体制の強化による対応など人的対応等を含めたマニュアル整備、体制構築など保安活動面の対応を含めることが実態に即している。

ガス事業法ではガス事業者に対し保安規程の作成と遵守を求めており、これに保安組織や災害その他の非常時の場合取るべき措置等の所要の内容を盛り込むことにより、保安活動の確実な実施を図っていることから、製造・供給に係る制御システムのサイバーセキュリティ対策についても、保安活動の根幹となる保安規程を法令上の対応の中心に位置付ける方向で検討、具体化を図ることを、第17回ガス安全小委員会において提起し、承認を得ていた。

●経済産業省・ガス分野における取組

上記を踏まえ、保安規程に定めるガス工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するために必要な事項の一として、「ガス工作物の運転又は操作を管理する電子計算機に係るサイバーセキュリティの確保に関すること」を定めることを内容とするガス事業法施行規則の改正を平成31年1月30日付けで行った。（平成31年4月1日施行）

今後は、ガス業界・事業者における適切な実施を進めていく予定。